

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成23年10月 4 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成23年10月4日(火曜日)

午前10時2分開議

午後0時13分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第6号 熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

報告第8号 財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について

請第2号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①地方分権改革に伴う児童福祉施設最低基準等に係る条例の制定について

②熊本県新型インフルエンザ対策行動計画の改定（案）について

③熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）における平成22年度の実施状況について

④熊本県立清水が丘学園における学校教育導入について

⑤ねんりんピック2011（ふれ愛）熊本の開催について

⑥財団法人水俣・芦北地域振興財団の

事業報告について

⑦水俣病対策の状況等について

⑧熊本県地下水保全条例の改正に係る検討状況について

⑨平成22年度大気・化学物質・騒音等環境調査結果について

⑩平成22年度水質調査結果について

⑪公共関与による管理型最終処分場の整備について

出席委員（8人）

委員長 溝口 幸治

副委員長 上田 泰弘

委員 西岡 勝成

委員 岩下 栄一

委員 平野 みどり

委員 藤川 隆夫

委員 早田 順一

委員 九谷 高弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 林田 直志

総括審議員兼

政策審議監 松葉 成正

医監 岩谷 典学

長寿社会局長 江口 満

子ども・障がい福祉局長 東 泰治

健康局長 伊藤 敏明

ねんりんピック推進局長 古森 誠也

健康福祉政策課長 吉田 勝也

首席審議員兼

健康危機管理課長 末廣 正男

高齢者支援課長 永井 正幸

認知症対策・

地域ケア推進課長 大 村 裕 司

社会福祉課長 田 端 史 郎

子ども未来課長 中 園 三千代

子ども家庭福祉課長 福 島 誠 治

障がい者支援課長 西 岡 由 典

医療政策課長 三 角 浩 一

政策監 藤 中 高 子

国保・高齢者医療課長 林 田 浩 稔

健康づくり推進課長 佐 藤 克 之

薬務衛生課長 内 田 英 男

ねんりんピック推進課長 小 原 雅 晶

環境生活部

部 長 谷 崎 淳 一

政策審議監兼

環境政策課長 内 田 安 弘

環境局長 山 本 理

県民生活局長 田 中 彰 治

水俣病保健課長 田 中 義 人

水俣病審査課長 高 山 寿一郎

環境立県推進課長 田 代 裕 信

環境保全課長 清 田 明 伸

自然保護課長 小 宮 康

廃棄物対策課長 加 久 伸 治

公共関与推進課長 中 島 克 彦

くらしの安全推進課長 松 山 昌 紹

消費生活課長 杉 山 哲 恵

首席審議員兼

男女参画・協働推進課長 中 園 幹 也

人権同和政策課長 清 原 一 彦

病院局

病院事業管理者 横 田 堅

総務経営課長 田 原 牧 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 濱 田 浩 史

政務調査課課長補佐 森 田 学

午前10時2分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから

第3回厚生常任委員会を開会いたします。

本日は、1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、林田健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○林田健康福祉部長 おはようございます。

健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係1議案、条例関係等2議案、報告1議案の合計4議案でございます。

まず、第1号議案の平成23年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額28億1,000万円余を増額する補正予算をお願いいたしております。

その主な内容についてでございますが、東日本大震災につきましては、被災者支援金の支給等に対応するための被災者生活再建支援基金への拠出や食品等を対象とした放射性物質検査のための機器の整備、被災地の社会福祉協議会の活動支援のために、職員を派遣した県内社会福祉協議会に対する助成に要する予算を計上いたしております。

高齢者への支援につきましては、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して、市町村の地域ケア体制づくりや認知症対策のフォーラム開催に要する予算を計上しております。

また、地域医療再生基金を活用して、訪問看護を推進するための予算を計上しております。

社会福祉の充実につきましては、戦没者の遺族に支給される遺族年金等の裁定事務に必要な死亡診断書等を法務局等が保管している各種届出書の中から抽出、製本する作業に要

する予算を計上しております。

障害者への支援につきましては、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用して、新体系サービスの基盤整備を推進する予算を計上しております。

地域医療体制の整備につきましては、地域医療再生臨時特例交付金の追加交付により、地域医療再生基金に交付金を積み増す予算を計上しております。

このほか、国庫補助事業の廃止等に伴う減額や財源更正についても計上いたしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成23年度の予算総額は1,421億円余となります。

次に、第6号議案の熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、障害者基本法の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うものです。

次に、第32号議案の専決処分の報告及び承認についてでございますが、熊本県こども総合療育センター敷地内で発生した車両破損事故に関し、地方自治法第179条第1項の規定により、車の所有者と県との間で和解することについて専決処分した事件を御報告し、御承認を求めるものです。

次に、報告第8号の財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございますが、県が基本財産の一部を出捐している熊本さわやか長寿財団の経営状況について御報告するものです。

このほか、地方分権改革に伴う児童福祉施設最低基準等に係る条例の制定についてなど5件について御報告させていただくこととしております。

なお、10月15日から18日までの4日間にわたり、ねんりんピック^{ふれ愛}2011熊本を本県で開催します。本大会では、全国から約1万人の選手、役員が参加するスポーツや文化の交流大会や、健康づくり、生きがいにづくりに関連し

たイベントなどを幅広く開催し、地域や世代を超えた交流を深めることとしております。

県民挙げてのおもてなしと熊本の多彩な魅力を全国に発信するとともに、大会で活躍される高齢者の皆様の姿を通して、東日本大震災の被災地を初め全国に、熊本から元気を届けたいと考えております。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。失礼して着座のまま説明させていただきます。

お手元の委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

平成23年度9月補正予算について御説明申し上げます。

2ページの説明欄、上段でございますが、新規事業の被災者生活再建支援基金拠出金についてでございます。この事業は、被災者生活再建支援法の規定に基づきまして、東日本大震災に関する被災者生活再建支援金の支給等に対応するため、全国知事会の申し合わせの内容に沿って、全都道府県で設置し、財団法人都道府県会館に運営をお願いしております支援基金に拠出を行うためのものでございます。これに要する経費としまして13億692万7,000円をお願いしております。

この制度は、平成11年に創設されたものでございまして、全都道府県が拠出した基金と国の補助金を原資としております。自然災害の場合に、被災者に、支援金を最大で1世帯当たり300万円を支給する制度になっております。

東日本大震災発生前の時点での基金残高は538億円となっております。今回は大震災の支援金の支出を全体額4,400億円と想定され、これを国が8割、都道府県が2割負担す

ることとなりました。

これにかかります本県の追加負担分が約5億円となっておりまして、さらに、今回の支出で基金残高が底をつくための補充積立分に対応する本県負担分として約8億円、合計で約13億円となっております。

なお、大震災分につきましては、その財源は特別交付税で100%措置されることとなっております。

健康福祉政策課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料3ページをお願いいたします。

食品衛生指導費において、730万円余の増額をお願いいたしております。これは、放射性セシウムに汚染された稲わらを給与された可能性のある牛の肉が流通、販売された事例が県内でも発生いたしました。そのような放射性物質による汚染食品の県内流通に関する情報等を得た場合に速やかに検査を行うための機器を、消費者行政活性化基金を活用して、新たに整備し、食品の安全と県民の安心の確保を図るものでございます。

以上、御審議の方よりしくお願い申し上げます。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

報告第8号財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明につきましては、別冊資料、経営状況を説明する資料で説明をさせていただきます。

財団法人熊本さわやか長寿財団は、平成3年の設立以降、県内における高齢者の生きがい、健康づくりの推進母体として積極的に活

動しております。高齢化がさらに進展していく中、健康長寿づくりの重要性はますます高まってきており、生きがいと健康づくりを初め、さまざまな事業に取り組んでおります。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度の事業の概要につきましては、1から6まで記載をいたしておりますが、各事業の詳細につきまして、3ページ以降で、その主なものについて御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

2の(1)熊本さわやか大学校の開講でございます。これは、高齢者の生きがい再発見、仲間づくり、社会参加を図るとともに、高齢社会のリーダーづくりを目的として開講いたしております。

平成22年度は、熊本校と八代校合わせまして、168名の方が卒業されておりますが、平成4年度以降、累計では、3,292名の方が卒業されております。

4ページをお願いいたします。

(2)高齢者スポーツ・文化の集いでございます。これは、ねんりんピックへの県派遣選手の選考会も兼ねて、スポーツ、文化の交流大会を開催しているものでございます。県内各地から3,000名を超える高齢者の方々に参加をいただいております。高齢者の生きがい、健康づくりの推進と相互親睦を深めていただいております。

5ページをお願いいたします。

3の(1)熊本さわやか知恵袋システムの運営でございます。高齢者の知識や経験を地域社会に還元することを通して高齢者の生きがいづくりを促進するために、熊本さわやか知恵袋活用システムを運営いたしております。

具体的には、地域における各種イベントへの参加や、公民館、老人福祉施設等への慰問等で活躍をいただいております。延べ3,470回の活動を行い、高齢者の方の生きがいづくりにつながっております。

6 ページをお願いいたします。

5 の(1)でございます。

高齢者及びその家族の抱えますさまざまな問題や悩みごとについて相談に応じるため、高齢者総合相談センターを運営いたしております。高齢者の生活相談等につきまして、年間3,300件を超える相談を受けているところでございます。

(2)の高齢者無料職業紹介所の運営でございます。

高齢者の就労機会の拡大を図るために、県総合福祉センター内にあります熊本相談所と県内の各地域振興局に専門の相談員を配置し、職業紹介とともに、職場開拓等も行い、きめ細かい支援を行っております。

なお、平成22年度は、過去最高となります654名の高齢者の方の就職に結びついております。

7 ページをお願いいたします。

6 の介護実習・普及センター運営事業でございますが、県民の皆さんへの介護知識、技術等を習得していただくための講座を開講しているものでございまして、昨年度は、1,814名の方に受講をいただいております。

続きまして、8 ページに平成22年度の決算を掲げております。

まず、表の上段の科目の欄、2行目に事業活動収入がございます。ごらんをいただければと思います。①から⑦に掲げているものが収入になります。その決算額は、表の中央の欄に記載していますが、合計で9,519万8,284円でございます。表の下段の事業活動支出でございますが、①と②に掲げているものが支出になります。下から6段目の事業活動支出計が9,438万93円でございます。

平成22年度も、さわやか長寿財団の各種事業内容の見直しにより、県から財団に対します補助金及び委託料を削減いたしました。事業活動収支差額は、決算額の欄の下から5行目に記載のとおり、81万8,191円となりま

して、黒字となりました。

一番下の欄に次期繰越収支差額を掲げております。決算額の欄のとおり、1,742万7,235円を22年度から23年度に繰り越しております。

次に、12ページ以降に本年度の事業計画を掲げております。

本年度も、おおむね昨年度と同様の事業を実施予定でございます。

最後に、16ページに本年度の予算を掲げております。

財政再建戦略に基づきます各種事業予算の見直しにより、県からの補助金収入等を減じたことから、増減欄の表、中ほどに記載のとおり、事業活動収入は、前年度に比べて1,421万4,000円の減となっております。

予算の執行に当たりましては、より一層効率的、効果的な執行に心がけ、適切な財団運営が行われますよう努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議をよろしくをお願いいたします。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

老人福祉費でございます。右側の説明欄で、1の高齢者福祉対策費の(1)市町村認知症施策総合推進事業につきましては、1,950万円の全額の減額補正をお願いしております。減額の理由でございますが、認知症の方やその家族を地域で支える体制づくり等について本年度、県内全体で14の市町村から助成の要望があっており、この事業及び別途国が全額補助をします別の事業、この2つの事業でこれらの取り組みを支援することとしておりました。結果的に、別途行われます全額国庫補助事業の方で、この14の市町村の要望すべてが採択されることとなりましたので、これを受けまして、本事業につきましては全額

の減額補正をお願いするものでございます。

(2)の市町村地域包括ケアシステム構築支援事業は、高齢者が住みなれた地域で暮らせるよう、安否の確認や配食のサービスなど、日常的な支え合い体制づくりを進める市町村に対する補助でございます。今回、市町村から追加の要望があったことから、増額の補正をお願いするものでございます。

(3)の新規事業の認知症フォーラム開催事業は、本県の認知症対策の取り組みやその成果を広く県民等に周知しますとともに、全国から実践者を招いて講演等を行い、本県の認知症対策をさらに充実させるためのフォーラム開催に要する経費でございます。

実は、昨年度末に同趣旨のフォーラムを計画しておりましたが、東日本大震災のために延期を余儀なくされておりましたところ、このたび開催の見通しが立ちましたことから、今回補正をお願いするものでございます。

以上の事業につきましては、国から地域支え合い体制づくり推進のために交付された交付金、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金からの繰入金により執行するものでございます。

5ページをお願いいたします。

(4)新規事業の訪問看護推進人材育成事業は、訪問看護を推進するために、医療機関の看護職員や訪問看護ステーションの管理者等のスキルアップなど、人材育成を行います大学等への補助に要する経費について補正をお願いするものでございます。

本事業につきましては、後ほど医療政策課から説明があるかと思いますが、今年度、国から追加交付予定の地域医療再生臨時特例交付金を地域医療再生基金に積み増しし、この基金からの繰入金により執行するものでございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上です。よろしくをお願いいたします。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費につきまして、746万5,000円の増額補正をお願いいたしております。これは、3月に発生いたしました東日本大震災に伴い、被災地の社会福祉協議会で行っております生活福祉資金貸付業務及び災害救援ボランティアセンターを支援するために熊本県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が、4月から8月にかけて職員を派遣いたしております。その派遣に要した費用を助成するものでございます。

次に、遺家族等援護費につきまして、88万5,000円の増額補正をお願いいたしております。これは、戦没者や戦傷病者の遺族に対しまして支給しております特別弔慰金や遺族年金等の裁定に当たりまして、法務局等に保管をしてあります死亡届、これには死亡診断書が添付されておりますが、これによりまして死亡原因の確認を行っております。この死亡届は、戸籍法では保存年限が27年となっておりますが、保存年限が過ぎましても裁定事務に必要なため、厚生労働省からの依頼によりまして、引き続き法務局に保管をされております。しかしながら、保管能力が限界にきていることから、関係簿冊から死亡届のみを抜き出し、新たに製本し直して保管するもので、その作業に要する人件費等の経費を計上いたしております。

社会福祉課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

7ページをお願いいたします。

右側の説明欄にあります児童健全育成費につきまして、51万5,000円の増額補正をお願いしております。

(1)のみんなで子育て推進事業は、国庫補

助内示に伴う財源更正でございます。

(2)の放課後児童クラブ夏期電力対策特別事業でございますが、夏場の節電対策として、自動車関連を中心に、7月から9月にかけて、土日操業に変更された企業がございます。それに伴い必要となりました土日の放課後児童クラブの運営経費を助成するものでございます。要望がありましたのは、八代市、菊池市、合志市の3市で、負担割合は、安心こども基金から2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

8ページをお願い申し上げます。

初めに、障害者福祉費でございます。3,409万3,000円の減額補正をお願いしております内容は、右説明欄で御説明いたします。説明の順番が前後いたしますが、まず、2の障がい者福祉施設整備費から御説明いたします。

障がい者就労訓練設備等整備費は国庫補助でございますが、国の方針によりまして、上記1の自立支援基金事業への組みかえが実施され、事業が廃止となりましたために、予算全額を減額するものでございます。

次に、上段1の障がい者福祉諸費でございますが、障害者自立支援法移行促進事業の中の障害者自立支援基盤整備事業について、さきに御説明いたしました2からの組み替え分と本来の基盤整備事業の所要見込み額を再調整いたしまして、予算が不足となりますために、増額補正をお願いするものでございます。なお、今回の補正は、平成22年度基金事業の執行残を財源といたしております。

続きまして、児童福祉施設費でございます。100万円の増額補正をお願いしております。

内容は、当課では新規事業となります地域

支え合い体制づくり事業でございます。この事業は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用しまして、高齢者や障害者等を支える地域活動の拠点となる施設等の整備に必要な初年度の経費を助成するもので、本件は、上天草市が、公立保育所跡地を活用し、療育拠点施設の整備を図るものでございます。

以上、障がい者支援課の補正予算は、合計3,309万3,000円の減額となりまして、補正後の課の予算総額は212億3,851万7,000円となります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

議案第6号熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

12ページの概要で御説明いたします。

条例改正の趣旨にございまして、8月の障害者基本法の一部改正によりまして、本条例の第1条で引用しております同法の24条が34条の条項となりましたために、条例改正を行うものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

議案第32号専決処分の報告及び承認についてでございます。

こども総合療育センターにおいて発生いたしました車両破損事故について和解が成立いたしましたので、御報告いたします。

詳細は14ページをごらんいただきたいと思います。

5の事故の状況にありますとおり、本件は、本年5月16日に、職員が除草作業中に使用していた草刈り機が小石をはねまして、駐車場に駐車中の車両のバックドアガラスの破損をしたもので――失礼しました。条例の方ですけれども、24条が34条の条項となったと申しましたけれども、26条が34条になったということで、訂正させていただきます。

済みません、14ページをお願いしたいと思います。

います、引き続き。

5の事故の状況でございますけれども、草刈り機が小石をはねまして、駐車場に駐車中の車両のバックドアのガラスを破損したもので、県の瑕疵が認められるために、修理費7万7,910円を全額支払うことで、先般相手方と示談が成立しましたので、御報告申し上げます。

今後、作業に当たりましては、再発防止のため、防じんネット等を設置するなど、安全確保に万全を期してまいります。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

説明資料の9ページにお戻り願います。

公衆衛生総務費で15億円の増額補正をお願いしております。

内容につきましては、説明欄に記載しておりますとおり、地域医療再生基金の積立金でございます。これにつきましては、6月の厚生常任委員会において、地域医療再生基金拡充分といたしまして、計画の概要等について御報告させていただきましたが、平成22年度の国の補正予算で拡充されました地域医療再生臨時特例交付金を、平成21年度に設置いたしました地域医療再生基金へ積み増しを行うものでございます。

国から示されました基準額であります15億円について補正をお願いしております。

県計画拡充分につきましては、県全域、いわゆる30医療圏を対象とし、主な事業といたしまして、災害時における医療体制の整備、体系化された救急医療体制の整備等、ハード、ソフト両面にわたり各種施策を展開していくこととしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進

課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費について、説明欄にあります1の健康づくり推進費、健康増進計画推進事業の中で国庫委託事業である歯科疾患の実態調査に要する経費ですが、国の内示増に伴って、12万8,000円を増額要求しております。

御審議よろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、谷崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、条例関係1議案でございます。

第7号議案の水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、関係規定を整理するものでございます。

このほか、財団法人水俣・芦北地域振興財団の事業報告など、6件について御報告をさせていただきますこととしております。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○清田環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の16ページと17ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま部長が申しあげましたように、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づきます排水基準を定める条例の一部を改正する条

例の制定でございます。

下から4行目に提案理由が書いてございますが、御案内のように、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正に伴いまして、いわゆる牛深町周辺海域と橘湾が追加されたことによりまして、この下からまた8行目に戻っていただいて大変恐縮なんです、別表第1中、「有明海及び八代海」云々となっておりますが、このところに「等」を入れるということで、文言の整理をするということでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

どなたか質疑ありませんか。

○岩下栄一委員 食品安全確保対策ですけれども、セシウムとかいろんな放射性物質が体に入ってしまうと、いわゆる体内被爆ということで健康に非常に甚大な影響を与えると。そこで、この確保対策ですけれども、これは保環研ですか、このあれは。

○末廣健康危機管理課長 整備する機器は2種類考えております。1種類は、今御指摘ありました保環研に食品用のモニター、正式にはシンチレーションスペクトロメーターと申しますが、400万円台の機器、簡易検査を行う機器でございますが、それを1台整備するとともに、4台のサーベイメーター、いわゆるガイガーカウンターと俗称で言いますが、そのものを、携帯用の機器を4台、3つの保健所と本庁に配備するという計画でございます。

○岩下栄一委員 ああ、そうですか。文部科学省の委託でモニタリングポスト5カ所ということですが、こういうところでもや

っぱり食品の検査もするんですか。これは空気とか水だけ。

○清田環境保全課長 環境保全課の清田でございます。

岩下先生今お尋ねのモニタリングポストが増設されるというのは、この前、新聞に載ったことでのお尋ねじゃないかなというふうに思っております。

モニタリングポストについては、放射線量を計測するものでございまして、食品中の検査をするものではございません。増設につきましては、これはまだ文部科学省と協議中ではございまして、今後協議を重ねて、大体各県3基配備されて、原発隣接県については2基増設ということで、今5基増設ということで協議中ではございます。いずれまた12月議会で御報告できるものと思っております。

よろしく申し上げます。

○岩下栄一委員 それで、これは持ち込めるんですか。要するに、食品をいろんな団体とか個人が。

○末廣健康危機管理課長 現在、東北、関東1都16県では、放射性物質に係ります計画検査が実施されておまして、出荷制限等の措置がとられておりますので、流通防止に今努められておるところでございますけれども、その検査の網をすり抜けて流通する可能性というのも間々否定できないところでございます。その中で、そういった流通情報を得た場合に、速やかな検査体制を確保するための機器の整備でございます。したがって、個人依頼を受けて検査することは想定いたしておりません。

○岩下栄一委員 それはそうですね。

○末廣健康危機管理課長 ただ、民間事業者

から入手した情報が、特定の食品等への放射性物質汚染の蓋然性が高いと判断される場合には、県として当該食品等を含む県内流通食品の集荷検査を積極的にやってまいりたいと考えております。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

今後の課題ですけれども、やっぱり日常的に検査をするというのが今後大事になってくると思うんですよ。福島の放射能だけでなく、今運転を停止しているけれども、九州内の原発、あるいは韓国とか北朝鮮の原発の事故がもしあって、九州ですから、いろんなところから放射能がやってくるということを、杞憂かもしれないけれども、あり得ることでしょう。そうしたとき、日常的に食品の放射能検査するという体制を今後やっぱり築いていく必要があると思うんですよ。そういうことでよろしく願いいたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 その検査体制ですけれども、私、心配しているのは、動植物の場合、いろいろ検査されてますね、要するにそういう放射性物質の。魚の場合が余り今話題になっていませんけれども、魚の食物連鎖に基づいてだんだん蓄積される可能性とか、魚、泳ぎますからね、潮流に乗って。泳ぐときに、仮にそういうものが九州あたりに下ってくるとか、そういうのは考えられるんですか。

○末廣健康危機管理課長 福島原発事故により放射能物質の拡散については、その後のデータ、研究結果等が公表されて、陸上よりも海域の方に多く飛散したという報告がございます。

海中に沈殿したものが徐々に下に沈んでいきまして、今御心配の海底、底物、あるいは回遊する魚等に影響を与えるんじゃないかと

いう指摘や研究はあっているようでございます。ただ、まだ研究過程で、どれだけのものかというのは正確にはやっておりませんが、ただ、検査対象の中には魚類も入っておりまして、水揚げする県の検査体制の中でサンプリング検査が実施されているところでございます。

○西岡勝成委員 私も、きょう朝からサンマを食べてきたんですけれども、サンマ食べながら、ちょっとあっと思ったりもするんですけれども、要するに、今のところは、そういう魚に関していろいろ放射性物質が出たという話はないんですか。

○末廣健康危機管理課長 事故から間がないうちに、魚類の方から、小さい魚、雑魚みたいな魚ですが、そういったものから規制値を超えるものが検出されたということで、漁獲の自粛、あるいは流通制限等があった時期がございました。

○西岡勝成委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 いいですか。
ほかにございませんか。

○平野みどり委員 障がい者支援課の方でお願いします。

ことしが障害者自立支援法移行の最終年ということで、平成24年度から新法移行ということになりますけれども、基盤整備ということで進捗の状況はどうかということ、それと、B型になかなか入れないということで、設置の制限がかなりされているというような話を利用者の保護者の方たちから伺うんですけれども、そこら辺の行き場のない状況ができてしまっている困るので、そこら辺はどういうふう認識して対策をとっていかれるつもりなのかをお伺いします。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

基盤整備につきましては、基本的には基金によって移行支援という形で行っております。現時点では、基金のメニューはございますけれども、一メニューについて一施設、必ず手を挙げていただいているような状況で、基本的には、基盤整備を希望する事業所については、基金でその基盤整備について助成しているかというふうに認識しております。

ただ、希望の方は、2回目の希望もございまして、その辺については、なかなか今の現予算では対応できていないといった状況でございます。

それから、B型の就労継続事業所につきましては、障害福祉計画で利用ニーズと提供事業所の支給量について、バランスをとりながら進めていくという形になっております。

そういうことから見ますと、地域的にはまだ、今の第2期の障害福祉計画において、満たしているところと満たしていないところと、それぞれ福祉圏域でございます。

そういう意味では、仮に障害福祉計画の中で今地域の計画量を充足しているということになっておれば、来年度からの次の計画を今策定にかかっておりますので、その中で、必要サービス量を市町村ともきちっと算定しながら、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○平野みどり委員 そういうことで、ことしの計画の中には、これからの予測を、地域移行が結局進んでいるからこういうことになっていくというか、いいことではあるんですけれども、実際の計画の目標と実態が合わない地域が出てきているということがありますので、とりあえず、ここ数年、どういうふうに行き場を確保していけるかという部分、か

なり地域でも悩まれているところがあると思うので、そこに対してはしっかりと目を向けて支援をしていただきたいというふうに思います。

そして、実態に即したこういった地域移行が進んでいく中でのニーズというのが、この前も代表質問でも言いましたけれども、少なく見積もられるようなことがないように目標設定を高くしていただきたいというふうに思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第6号、第7号及び第32号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件については原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、継続中の付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第2号について、執行部からの状況説明をお願いします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

請願第2号350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める請願でございますが、趣旨は、平成20年1月施行の薬害肝炎被害者救済特別措置法及び平成20年1月施行の肝炎対策基本法に基づきまし

て、国に対し、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書の提出を求めるものでございますが、このうち、集団予防接種の際の注射器の連続使用によって感染したとして争われておりますB型肝炎訴訟につきましては、6月28日に国と原告弁護団の間で成立しました基本合意書に基づきまして、9月16日以降、3つの裁判所で原告14人との和解が成立いたしております。

しかしながら、新たな国家賠償請求訴訟の提起も行われ、なお1,200人近い原告が存在しており、薬剤投与や予防接種の事実を証明できる当時のカルテの存否や母子感染がないことの証明の有無により、救済される方とされない方に差が生じるという状況に変わりはございません。

県としましては、患者、被害者の皆さんの証拠資料の収集が円滑に行われるよう、肝炎専門医療機関等とも連携し、関係機関に対する基本合意の周知等に引き続き努めてまいります。

以上が6月議会以降の状況でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関し、質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第2号については、いかがいたしましたでしょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第2号を継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第2号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が11件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、健康福祉政策課、吉田課長から報告をお願いいたします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

お手元の委員会報告事項の1ページをお願いいたします。

地方分権改革に伴う児童福祉施設最低基準等に係る条例の制定についてでございます。

部内複数の課が関係いたしますので、代表して、健康福祉政策課から御説明申し上げます。

まず、本日御説明する条例制定に係る地方分権改革の大きな流れについて、冒頭に記載しております。

19年4月、国におきまして、地方分権改革推進委員会が設置され、22年3月までの間に当該委員会が4次にわたる勧告を政府に行いました。この勧告をもとに、21年12月に地方分権改革推進計画、さらに22年6月には地域主権戦略大綱が策定され、改革が進められております。

この改革は、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るためのもので、大綱には、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲などの方針が示されております。

政府は、これを一部具体化した法律案を、法律の名称は大変長うございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これを第1次一括法と呼んでおりますが、この案を22年3月に国会に提出し、4月28日に一部修正の上可決され、5月2日に公布されております。続けて、第2次一括法案が23年4月に国会に提出され、8月26日に成立、8月30日に公布されたところでございます。

これらの法律案の成立に伴いまして、都道府県におきましては、現在国が政省令等で規定しております児童福祉施設等の設備、運営についての最低基準などを条例で定めることが必要となったところでございます。

続いて、1番、その概要について御説明いたします。

今申しましたとおり、国が政省令で規定しております最低基準等を都道府県が条例で規定するようになりました。括弧書きに記載のとおり、国は、政省令等を改正し、都道府県が条例を定めるに当たって準拠すべき基準を策定することになります。

2ページをごらんください。

(2)についてですが、2ページから3ページにわたって表を記載しております。児童福祉法など8つの法律に基づく22種類の基準を条例で定めることとなります。

例えば、1番の児童福祉法をごらんいただきますと、現在、保育所あるいは児童養護施設などの児童福祉施設につきましては、厚生労働省令で児童福祉施設最低基準というもの定められております。現在この省令の最低基準に従い施設を設置しなければなりません、この最低基準を各都道府県の条例で定めるということになります。

このほか、5番の生活保護法であれば、救護施設などの保護施設の設備、運営に関する基準を、また、8番、9番の老人福祉法であれば、特別養護老人ホームの設備、運営に関

する基準などを条例で策定していくことになります。

3ページをごらんいただきますと、その他というところに食品衛生法を記載しておりますが、これについては、法律自体の改正により都道府県が条例を制定するということになるものではなくて、食品衛生法の政省令を改正することで都道府県が条例を制定するということになるものでございます。

4ページをごらんいただけますでしょうか。

3番の基準の類型についてです。

先ほど、国は、都道府県が条例を定めるに当たって準拠すべき基準を策定することになるというふうに申し上げましたが、この表は、準拠すべき基準の類型を示しております。条例を制定するに当たっては、国が示すこの類型に基づいて制定する必要があるでございます。

例えば、従うべき基準というのがございますが、これは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないというふうにされております。これについては、施設の人員配置基準、あるいは面積基準、人権に直結する運営基準などがございます。

続いて、(4)の施行日ですが、いずれも平成24年4月1日からの施行になります。ただし、既に条例で基準を定めております認定こども園、2ページの表の2番目になりますが、この認定こども園を除いて、施行日から起算して1年を超えない期間、つまり、25年の3月までの経過期間が設けられております。

最後に、5ページ、2番のスケジュールでございますが、関係団体等からの意見聴取、パブリックコメント等を行い、条例を制定する予定にしております。

具体的には、2つ目のポツをごらんいただきますと、関係団体や関係者等からの意見聴取、検討会での検討を行い、素案の作成を、およそ来年、24年の3月までで行ってまいります。この間、厚生常任委員会の報告につきましては、12月、2月、それぞれの議会でも経過の御報告をする予定にしております。その後、パブリックコメントを来年度早々から行いまして、県議会への条例案の上程を、早ければ来年の6月、または遅ければ9月議会を予定しております。成立後は、25年3月までを条例の周知期間としまして、25年4月の施行を目指すということで作業を進めてまいります。

健康福祉政策課は以上でございます。

○溝口幸治委員長 今の説明の地方分権改革に伴う児童福祉施設、最低基準等に係る条例ですけれども、とてもボリュームがあつて議論をしっかりしなければいけないと思いますので、きょうのところは報告ということですが、それぞれまた先生方勉強していただいて、どっちにしても、最終的に、早ければ12月、遅くても2月の委員会では、きちっと時間をとって議論させていただきたいと思いますので、きょうはもう報告を聞いたという程度でとどめておいていただきたいというふうに思います。

続いて、健康危機管理課、末廣課長。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

委員会報告資料の6ページをお願いいたします。

熊本県新型インフルエンザ対策行動計画の改定(案)についてでございます。

まず、計画改定の背景でございますが、この計画は、県の新型インフルエンザ対策全般の基本的な方針及び枠組みを示すものとして平成17年12月に策定し、その後、病原性の高

い新型インフルエンザに対応するため、平成21年4月に改定を行っております。

このたびの改定は、平成21年の新型インフルエンザ発生時に行った対策の検証結果及び国の行動計画の改定を踏まえて行うものでございます。

現在のインフルエンザの発生状況でございますが、申しわけありません、8ページをお願いいたします。

世界的には、依然として、東南アジアや中東を中心に、鳥インフルエンザH5N1の発症事例が報告されており、WHOが確認している2003年11月以降の発生者数は、本年の8月19日現在で15カ国565人、うち、331人が死亡しており、致死率は約60%となっております。また、本年だけでも既に49人が発症し、うち、25人が死亡しており、昨年の数字を上回る状況にございます。

また、9ページに記載していますように、真冬を過ぎました南半球の今シーズンは、2009年に発生しました豚由来のH1N1のA型と従来のB型のインフルエンザが、ともに平年並みの流行を示しており、これから冬を迎えます北半球でも同様の状況になることが予想されると思いますが、次の箱に記載していますように、9月2日、CDC、米国疾病対策センターが、米国内の子供2人が、2009年に流行した新型インフルエンザ、H1N1の遺伝子特徴を持つ新種の豚インフルエンザ、H3N2に感染していたと発表いたしました。今のところ感染の広がりはないようですが、感染拡大を防ぐための監視を呼びかけており、我が国でも注意が必要です。

一方、国内では、ごらんのように、2011年、第4週目をピークに迎えた後、減少を続け現在ではほとんど発生しておらず、県内においても同様の傾向を示しておりますが、世界的な状況を踏まえ、引き続き警戒が必要でございます。

申しわけございません。6ページにお戻り

いただきたいと思います。

そこで、改定案の概要についてでございます。

まず、(1)対策の主たる目的につきましては、新型インフルエンザによる影響をできるだけ軽減するため、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめることと社会経済活動への影響を最小限にとどめることの2点を目的とし、概念図にございますように、短期間に感染が拡大し、患者数が増加することによる壊滅的な決定的な被害を防止し社会機能が維持できるよう可能な限り発生を遅くし、患者数を減らすことを目的といたしております。

なお、被害想定につきましては、国の改定と同様、重度とされているスペインインフルエンザと同程度の被害を想定し、入院患者数や死亡者数等を算定いたしております。

7ページをお願いいたします。

次に、(2)対策の基本的考え方でございますが、現計画は、病原性の高い新型インフルエンザの発生を想定した計画ですが、2009年に発生した新型インフルエンザ、A/H1N1の病原性が想定したほど高くなかったことを踏まえ、今回の改定では、発生したウイルスの特徴に応じ、各対策を選択して実施することを明記いたしております。

次に、(3)発生段階でございますが、現計画の発生段階は、国の現行計画に合わせて、未発生期から小康期に至るまでの5段階といたしておりましたが、2009年の新型インフルエンザ発生時の検証から、都道府県ごとに発生状況が異なることが明らかとなったことから、医療体制の整備や感染拡大防止策を本県の発生状況に応じて柔軟に行うため、計画の発生段階を6段階に改めております。

次に、(4)発生段階における対策の概要についてですが、飛びますけれども、資料11ページをお願いいたします。

発生段階における対策の改正のポイントで

ございます。

1点目でございますが、海外発生期の段階から学校の臨時休業基準を厳しくするとともに、学校におけるインフルエンザ様疾患の集団発生状況の把握を行うこととし、病原性、感染力が不明な段階での感染拡大防止の強化及び早期発見を図ることといたします。

次に、2点目として、帰国者・接触者外来の設置でございますが、現行計画では発熱外来という名称であったことから、2009年当時に、一般の発熱者の外来と混乱が生じたため今後は、名称を変更して、発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者の診療を行うという役割を明確化いたします。

次に、3点目として、地域感染期における診療体制につきましては、これまで発熱外来や入院担当医療機関によることといたしておりましたが、病原性や感染力の程度に応じ、全医療機関での診療体制にスムーズに切りかえられるようにして、患者が急増した場合の医療体制の維持を図ることといたします。

次に、4点目として、2009年当時に医療機関からいただきました御意見を踏まえ、ウイルスの病原性が高い場合のパンデミックワクチンの接種体制を集団接種とするということの基本とし、発生予防、蔓延防止の確保を図ることといたします。

最後に、5点目ですが、学校の長期休業期間中の集団発生の把握を小康期においても実施することとし、新型インフルエンザの再流行の早期探知を図ることといたします。

なお、詳細につきましては、見開き12ページの新型インフルエンザ対策行動計画改定案の概要に、7つの対策を発生段階別に一覧化しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

申しわけございません。7ページにお戻りいただけたらと思います。

最後に、4の今後のスケジュールでございますが、今後、これからこの改定案のパブリ

ックコメントを開始し、11月中旬に庁内の部長等で構成します新型インフルエンザ対策推進本部を開催して決定し、11月下旬には、行政、医療機関、業界、団体等から成る新型インフルエンザ対策協議会を開催して、改定内容の説明、周知を図る予定でございます。

新型インフルエンザ対策に関する御報告は以上でございます。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

13ページをお願いいたします。

熊本県次世代育成支援行動計画、後期計画の平成22年度の実施状況について御報告いたします。

まず1番、(1)に計画の説明を書いておりますが、本県では、平成17年策定の前期計画に続きまして、22年3月に後期計画を策定しております。これは、26年度までの5年間の期間としまして、183の事業から成ります8つの基本施策を柱に、75の数値目標を設定しているものでございます。

次に、(2)でございますが、次世代法に基づきまして、毎年その実施状況を公表することになっておりますので、このたび22年度分を取りまとめて公表するものでございます。

詳細は別冊としておつけしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、2番、(1)の平成22年度目標値に対する達成状況でございます。

次の14ページをお願いいたします。

全体の状況としましては、14ページの棒グラフで、一番上の全体というところにありますように、22年度の目標値に対しまして100%以上達成している項目、一番色の濃い部分ですけれども、これが40%で、90%以上達成している項目、真ん中の部分ですが、これを加えますと67%となっております。全体としては、おおむね計画的に進んでいるのではないかと考えております。ただ、8つの施策ご

とに見ますと、ややばらつきもございますので、おくられている項目につきましては、関係課とともに、より一層計画的に進めてまいりたいと思います。

次に、(2)の計画最終目標値に対する進捗状況でございます。

26年度までの最終的な目標値に対する22年度の進捗状況につきまして、15ページの円グラフでお示ししております。既に目標値を達成している項目が20%、8割以上達成を加えますと61%でございます。ただ、こちらも進捗率2割未満の項目が9%でございます。5年計画の1年目ではありますけれども、これらの項目については、特に力を入れていくことが必要と考えております。

このような状況を踏まえまして、15ページ、(3)の今後の取り組み方針でございますが、まず、地域における子育て支援策の充実など、市町村を支援しますとともに、人材育成やネットワーク構築などの強化を図ります。また、社会全体で子供を育てるという機運を高める働きかけも継続的に行いまして、計画目標値の達成に向け努力してまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

○福島子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

16ページをお願いします。

熊本県立清水が丘学園における学校教育導入について御報告いたします。

児童福祉法第48条、下の枠囲みに記載しておりますが、児童自立支援施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならないという内容でございます。この規定に基づきまして、児童自立支援施設でございます熊本県立清水が丘学園に入所する児童に対しまして平成24年4月1日から学校教育を導入する方向で、学校の設置者となる熊本市と準備を

進めていくことにしております。

1の施設概要でございますが、清水が丘学園は明治42年創設され、昭和13年に現在地に移転し、現在の施設は昭和54年建設でございます。今年度の定員は13名で、9月1日の入所児童の現員数は11人で、すべて中学生でございます。

2の学校教育導入方針ですが、①の導入年月日が、平成24年4月1日を予定しております。

②の学校形態でございますが、中学校は熊本市立京陵中学校分校を予定しております。また、小学校は、2つ目の米印のとおり、平成19年度を最後に児童の入所実績がないことから、必要に応じて熊本市立高平台小学校分教室として開設する予定にしております。

なお、熊本市におきまして、12月議会に学校設置条例改正を提案予定でございます。

③のスケジュールでございますが、地元の理解を得るために、9月から学校・地域関係の皆様への説明を行い、12月議会に、既存教室の改修、不足する教育備品の整備等に係る補正予算案を提案する予定でございます。また、熊本市におきまして、同じく予算と学校設置条例改正を提案予定でございます。そうしたことを踏まえまして、来年の4月1日に学校教育を導入したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○小原ねりんピック推進課長 ねりんピック推進課でございます。

今月15日から4日間開催されるねりんピック^{ふれ愛}2011熊本について御報告いたします。

開催まであと11日となり、全国から来られる約1万人の選手団の受け入れ態勢もほぼ整ったところでございます。

本日は、別冊の事業概要と総合案内パンフレットを準備させていただいております。

別冊事業概要の2ページをごらんくださ

い。

大会の実施概要でございます。

15日、土曜日のKKWINGでの総合開会式を皮切りに、18日までの4日間、9市4町で22種目のスポーツ、文化の交流大会を初め、グランメッセ等でさまざまなイベントを実施することとしております。

3ページ、4ページは、開会式の概要でございます。

続く5ページをごらんください。

開会式における東日本大震災の復興支援に関連する内容について記載しております。被災地である東北の4つの選手団に、共同で感謝と復興に向けた誓いを宣言してもらうほか、スローガンの横断幕掲出などを計画しております。

次に、6ページでございますが、総合開会式当日、開会式会場横に、熊本の物産、観光伝統文化など、全国から来られた選手団などに熊本の魅力を味わってもらうふれあい広場を設けることとしております。

次に、9ページをごらんください。

県民総参加の取り組みでございます。

今大会では、ねりんピック初めてとなるおもてなし募金を初め、協賛金協力企業やボランティア、福祉施設や式典出演者など、多くの県民の皆様を支えられて準備を進めてまいることができました。

10ページ以降は、大会期間中、グランメッセや熊本市中心部で行う健康づくり、生きがいづくりに関連したイベントでございます。家族連れで、また、世代間の交流を深めながら楽しみ、学び、体験できるイベントを開催いたします。

九州新幹線全線開業後、本県にとって、ことし最大の全国イベントでございます。熊本の多彩な魅力を全国に発信できる絶好の機会であり、県民挙げておもてなしの心を伝えるとともに、大会で活躍される高齢者の皆様の姿を通して、東日本大震災の被災地を初め、

全国に熊本から元気が届く大会となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○内田政策審議監 資料の説明に先立ちまして、先ほど健康福祉部から説明がありました地方分権改革一括法の施行に向けた条例制定について、環境生活部の対応を御報告申し上げます。

環境生活部においては、県が条例を制定する対象1件でございます。

鳥獣法に関する法律の施行規則で標識の定めとありますけれども、その1辺の長さ30センチ以上とか、高さが80センチ以上というのを条例で定めるということになるかと思えます。24年度中に県議会に条例案を上程したいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項17ページをごらんいただきたいと思えます。

財団法人水俣・芦北地域振興財団の事業内容について御報告いたします。

まず、1の財団設立の経緯についてでございますが、当財団は、平成6年に、県の出資により、水俣・芦北地域振興基金として設立され、翌平成7年に設立された水俣病問題解決支援財団及び平成9年に設立されました水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金の3つを平成12年に統合し、現在に至っております。

統合前の各財団の事業内容は、左側の図の記載のとおり、助成事業及び貸付事業であり、現財団においても、基本的にこれらの事業を引き継いでおります。

平成12年の統合の際に、チッソが経常利益の中から行う水俣病患者の方への補償が万一不足する事態になった場合には、財団の資産からチッソへ補償費用を貸し付けるという、いわゆるセーフティーネット機能をあわせて担うことになりました。

右の図が現在の姿でございますが、当財団の基本財産と運用財産の合計は80億円であり、これらの運用益をもって助成事業を行っております。

18ページをお願いいたします。

まず、その助成事業の内容についてでございますが、平成22年度は、①にありますように、自主的な地域づくり等の活動を行う団体に対して助成を行う地域振興事業、②のややい直しセンターの運営に対して助成を行うややい直しセンター運営費助成事業、③の地域の環境技術研究開発を支援する環境技術研究開発事業の3事業を実施し、合計約9,300万円の助成を行っております。なお、平成23年度も、引き続き3事業に基づく助成を行っております。

3の貸付事業の内容についてでございますが、平成22年度は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針等の閣議決定等を踏まえ、チッソが支払う水俣病被害者への一時金の資金を、県からの出資金475億5,190万円を原資としてチッソへ貸し付けております。なお、貸付条件、貸付残高は記載のとおりでございます。

このほか、(2)の平成7年度から9年度に貸し付けられました水俣病問題の政治解決の際の一時金支払い資金、また、(3)の平成6年度から10年度に貸し付けられました設備投資資金貸付金の債権管理を行っております。

以上、財団の事業について御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

報告事項の19ページをお願いいたします。

まず、前回の委員会以降の水俣病対策の主な経緯についてでございますが、7月25日、不作為違法確認・認定義務づけ訴訟について、原告の方が訴えを取り下げられております。そのほか、県外で3カ所、説明会の方の

実施を行っております。

2の特措法による救済の取り組みについてでございます。

先月末の申請状況は、申請者数3万1,554人で、そのうち、一時金を御希望の方が、下の表のところに書いておりますが、お亡くなりになられた方を含めまして、小計に記載しておりますとおり、1万6,757人でございます。

県といたしましては、引き続き制度の広報に努め、また、診断や判定等の円滑かつ迅速な実施に努力を払ってまいります。

水俣病保健課は、以上でございます。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

20ページをお願いいたします。

上段の認定業務についてでございます。

(1)の申請状況でございますが、8月31日現在の認定申請者数は303人となっております。前回5月末現在で411人と御報告をさせていただきましたが、それから108人減少いたしております。

減少の主な理由は、7月に処分を行っております。また、申請者が取り下げられたことによるものでございます。取り下げ理由につきましては、特にお聞きしておりませんけれども、特措法による救済を選択されたものと考えております。

次に、下段の4、水俣病に関する裁判の状況についてでございます。

先ほど田中課長から主な経緯で御説明しましたように、7月末に訴訟が1件取り下げられております。その結果、現在、国、県、チッソに対する国家賠償の請求訴訟が1件、認定申請に係る行政事件訴訟2件、計3件の裁判となっております。

以上でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課で

ございます。

済みません、別冊ということで、縦書きの数枚の紙を別に用意させていただいております。縦書きの別冊と書いてあるペーパーでございます。本日、机上に置かせていただいたところでございます。右上に別冊と書いております。

熊本県地下水保全条例の改正に係る検討状況について、状況を説明させていただきます。

1番、取り組みの背景、あるいは2番、条例改正の説明等につきましては、6月の委員会でも御説明いたしましたので、省略させていただきます。

条例改正の検討状況でございます。

環境審議会の方に条例改正の内容について諮問を行っておりまして、水保全部会で具体的な内容について検討を行っていただいております。先週、木曜日、9月29日に検討結果の取りまとめがなされました。現在、条例改正につきまして地下水採取者の皆さんの御理解を得るために、事前に地下水の現状と改正の必要性等を説明して意見をいただいているところでございます。

今後、改正素案を取りまとめまして、パブリックコメントを経て、本年度中に県議会に提案したいと考えております。

その次のページでございます。

これが環境審議会水保全部会の検討結果の主なポイントをまとめております。

総則の方では、地下水は公共水であるとの位置づけを明記すること、それから2番の地下水質の保全関係では、硝酸性窒素対策、汚染対策への取り組みを位置づけることでございます。

それから、(3)地下水量の保全関係でございますけれども、特に、②番からでございます。重点地域を定めまして、これは熊本地域を想定しておりますけれども、そこで、揚水機、ポンプ本体の吐出口断面積が19平方センチ

チ、直径が5センチメートル程度でございませうけれども、これを超えますような大口の揚水設備による採取につきましては、知事の許可を受けることを要するというふうにしたいということが検討結果でございませう。

それから、③番、重点地域以外の県内全域におきましては、吐出口の断面積125平方センチ、直径が約13センチぐらいの大きなものでございませうけれども、これも知事の許可を受けることを要するというふうにしてはどうかというものでございませう。それから、④番、許可の基準でございませうけれども、下の方にポツ、ポツと書いております、そういったことが考えられるけれども、客観性、明白性、それから申請者の予見可能性、これを確保するように配慮することというようなことで示されております。

それから、3ページでございませうけれども、⑤番、重点地域におきましては、既に地下水が長期的な低下傾向を示しておりますので、既存の地下水採取者につきましても、一定の経過措置期間を設けて、その間に許可を受けることを要するとしてはどうかということでございませう。それから、届け出の期間につきましては、これまでの7日前までの届け出を30日前までというふうにしてはどうかと。それから、重点地域については、一定規模の自噴の井戸、井戸ではあるんですがけれども、ポンプを利用しないような井戸についても、管理のために、届け出を要することとしてはどうかということでございませう。

それから、⑦番は、水量測定器の設置義務者を許可対象者も対象とするように拡大してはどうか。それから、⑧番、⑨番でございませうけれども、現行では、いろんな事後的な規制措置としまして、勧告、公表まででございませうけれども、加えて、必要な場合は措置命令、あるいは、⑨番、異常な低下が広域的にわたるときには、採取量の制限等の緊急措置命令ができるようにすること、こういった

ようなことを書いてはどうかということでございませう。

それから、地下水の涵養関係では、②番、大規模開発行為者に対しましては、涵養に配慮した計画の提出を求めて、これに対して知事が意見を通知できるといったような規定を設けてはどうかといったような御意見がっております。

これも踏まえまして、執行部として素案を今検討中でございませう。

次の4ページは、これは条例改正に当たりますので基本的な視点をまとめたものでございませう。

1番目は、公共水の視点ということで、地下水が水循環系の一部であること、あるいは非常に大切なものということで、右の方でございませうけれども、地下水の管理強化をしたい。それから、2つ目、地下水の悪化を未然に防止するといったような視点から、水質、水量の健全性の確保を行う。それから、受益者負担あるいは公平性の確保をもとに、協働の視点で協働体制を組み込んでいくということで、地下水の恵みを守りながら活用する、地下水を守り抜くと。本会議の方で知事が答弁した言葉でございませう。水の国くまもとを目指していきたいということでございませう。

それから、最後のこの横長の紙でございませうけれども、これは改正後の条例の全体のイメージ図でございませう。未定稿でございませうけれども、全体像をまとめております。白丸が既存の条項でございまして、黒丸のところが改正を検討している事項ということでございませう。全体像は、こういうような形になろうかということでおつけさせていただいております。

以上です。

○清田環境保全課長 環境保全課の清田でございませう。

21ページをお願いいたします。

本日は2本の報告がございます。

まず、大気汚染防止法に基づきます平成22年度に実施いたしました大気等の環境調査結果の報告でございます。これは毎年度報告させていただいております。

本日は、今話題になっております2点に絞りまして御報告いたします。

まず、21ページの中ほどに1行書いておりますが、光化学スモッグ注意報の発令につきましては、現在平成23年度前半でございますが、注意報の発令はございませんでした。

もう一本は、22ページでございます。

4の環境放射能水準調査結果につきましては、御案内のとおり、すべての項目におきまして異常値は認められておりません。特に、23年度以降もここに記載しておりますが、表をごらんいただきたいと思いますのですが、3月から6月の時期に、健康に全く影響のない極めて低い値の沃素及びセシウムが検出されておりますが、現在では、すべて不検出となっております、原発事故前と変わらない状態で推移しております。

いずれの項目につきましても、先ほど委員の先生方からお話がありましたように、県民の安心、安全のために、継続して把握してまいりたいと思っております。

次に、平成22年度水質調査結果につきまして御説明します。23ページをごらんください。

水質につきましても、2点に絞って御報告いたします。

まず1点目は、公共用水域の水質調査の結果でございます。

23ページの下から5行目に、主な調査結果の概要が記載してございます。これが、結果につきましては、23、24、25とわたってまいりますけれども、きょうはちょっと細かいデータについては省かせていただきまして、ざっくりとちょっと説明させていただきたいと思いますが、環境基準が設定されております

が、水質汚濁の指標でございますCODと窒素につきましては、赤潮が異常発生しました平成12年度以降、有明海、八代海とも大きな変動はなく、ほぼ横ばいの傾向でございます。また、磷は、ここ数年、有明海、八代海とも上昇傾向が見られていましたが、平成22年度は、前年度より低下しているということで確認されております。

今後も、環境基準達成に向けて、公共水域の水質調査を関係機関で互いに情報を共有して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、26ページをごらんいただきたいと思います。

さらにもう1点、地下水質の調査結果について御報告いたします。

汚濁状況を常時監視するために、中ほど、調査の趣旨のところですが、中の調査の区分のところでは、①から⑦までさまざまな各種の調査をやっております。最近では、トリクロロエチレンといった揮発性有機化合物による新たな汚染は見られなくなってきております。

なお、調査結果判明の都度、井戸の所有者、あるいは市町村に連絡をしております、さらに、超過井戸につきましては、飲用指導等を行うとともに、継続調査を実施することとしております。

また、先ほど田代課長から御報告がありましたように、地下水保全条例の改正に当たります、特に、硝酸性窒素の調査結果を反映いたしまして、改正の貴重な集積データとして活用させていただいているところでございます。

環境保全課は以上です。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

30ページ、公共関与による管理型最終処分場の整備について。

1、目的は省略をいたしまして、2の最近

の取り組み状況から御報告させていただきま
す。

(1)の住民説明会等の開催状況につきまし
ては、前回委員会で御報告した以降の太字、
ゴシック体で記載しておりますが、6月25日
以降の経過を御報告いたします。

環境アセスメントの現地調査が終了し、調
査結果を踏まえまして、処分場の建設運営に
よる周辺環境への影響を予測評価した結果、
周辺環境に影響を及ぼすことがない、あるい
は影響は極めて小さいということがわかりま
したので、その内容を準備書の骨子案という
ことで地元地区に説明をしてまいりました。
そして、最終行に記載のとおり、8月9日に
は、南関町、熊本県及び処分場の事業実施主
体となります財団法人熊本県環境整備事業団
の3者で、関係者の果たすべき役割など、基
本的事項を定めました基本協定書を締結いた
しました。

次のページ、お願いいたします。

その後、8月下旬に環境アセス準備書が完
成をいたしましたので、改めて、9月8日以
降、精力的に南関町及び和水町の両議会や地
元地区等に対して、準備書の内容や基本協定
書について、説明を続けてきております。

(2)の環境アセスメント手続につきまし
ては、アセス準備書を縦覧し、今月13日までに
住民等の皆様から意見書をいただいた上で事
業者見解をまとめ、アセスメント審査会等を
経て、年度内に準備書手続を終了したいと考
えております。

3番目の今後の取り組みでございますが、
基本協定書の締結により、今後地域振興策の
具体的検討に着手してまいりますとともに、
今後も引き続き丁寧な地元説明を行い、理解
を得ながら、建設に向けて進めてまいりたい
と考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 報告が終了いたしました

ので、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○藤川隆夫委員 インフルエンザの件で集団
接種の話が出ておりましたけれども、ウイル
スの病原性が高い場合のワクチンの接種に関
しては集団接種という話が出ておまして、
市町村である場合もあるかというふうに思い
ますけれども、対象者及びその体制というの
が今どのような形で進められているのか。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課で
ございます。

21年に発生しました豚由来のインフルエン
ザが、御承知のように、感染力はございま
したが強毒性ではなかったということで、接種
対象者がパンデミックワクチンの製造に応じ
て段階的に接種していました。高齢者を含み
ます弱者や妊婦さんなどを先に打つという
ような形で段階的に進めてまいりましたが、今
後の接種につきましては、集団接種化につい
ては、国の計画も集団接種化ということの主
体にするということで、本県計画もそのよう
にいたしておりますが、具体的にどのような対
象になるかは、そのときの発生株の早期の分
析に応じて接種対象を限定していくというこ
とになろうかというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 今の話だと、どういう流行
の仕方をするか、それがどの程度のものかに
よって対象者を絞ったりするというふうな話
だったかというふうに思いますけれども、具
体的に、もう既に起こることを想定して、各
市町村でこれに対する対応をしておかなきゃ
いけない話だろうと思うんですけれども、こ
の各市町村において、集団接種する場所だ
とか、あるいは接種する医師であるだとか、い
ろんな周辺をもう既に固めておく必要がある
というふうに思うんですけれども、その状況
はどうなっていますか。

○末廣健康危機管理課長 藤川委員御指摘のとおり、この改定案につきまして、これからパブコメを始めるとともに、市町村に対しても説明をしてまいりますけれども、その中で、各圏域に新型インフルエンザ対策地域協議会を設けております。各地域ごとの市町村の接種体制も含めて、早期に集団接種化がどのような形で可能なのかも含めて、協議を進めてまいりたいと考えております。

○藤川隆夫委員 であれば、現時点では結局何も決まっていないという話で、これからするという話でよろしいですかね。でも、これ、いつ起こってもおかしくない話ですし、早急に対策を、集団接種でやるのであれば、場所の確保、医師の確保、あるいは対象者をどうするのかまでもう詰めてやっておかないと間に合わないと思いますし、混乱するだけだと思いますので、それは進めていただきたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 地下水の件ですけれども、私も代表質問させていただいて、採取量を把握するのにメーターをつけると。そのときに泡が出てくるので非常に正確にはかりづらいというような話も聞いたんですけれども、設置するからには、その辺の対策はできるんですか。

○田代環境立県推進課長 そういうおそれがあるところもあるということで、設置する場所をかなり選ぶというようなことでございますので、正確にはかれるような場所に行って設置をするというふうなことを、指導といいますか、していく必要があるかなと思っております。正確にはかれるようなやり方といいますか、そういう形で指導していこうかな

と思っております。

○西岡勝成委員 それでカバー、大体できるんですか。大まかな——料金を取るわけじゃなかけん、水量を大まかに把握するというために水量計をつけるんでしょうから、正確でなくても概略わかればいいということであ…。

○田代環境立県推進課長 物すごく精密にというのは、御指摘ありましたような形でちょっと難しいものもあるかと思います。それから、地下水の出るそれ自体に泡が入っているというようなところもあるかかと思しますので、なるべく正確を期したいと思ひますし、また、採取者の方の利用の形態で、畑でばっと思ひつていらつしやるところとかもいろいろ場所があるかかと思ひますので、経過期間等も設けますし、そういう中で、配管を見直すときにしていただくとか、いろんなパターンがあるかかと思ひますので、そこはとにかくなるべく正確に把握をしたいということでござひますので、その方向で一生懸命現場で、いろいろ指導といいますか、助言をさせていただきますというふうと思ひております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 この次世代育成支援行動計画、後期計画ですけれども、前期計画の達成率がどうのこうのという御説明いただきましたけれども、この達成率というのはだれが評価するわけですかね。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

担当課が52課ござひまして、その中でそれぞれ指標を持っておりますので、自己評価といいますか、それで評価しております。

推進委員会という次世代育成の計画に基づ

いた委員会がございまして、そこでも議論していただいて取りまとめたものでございます。

○岩下栄一委員 わかりました。

それで、ちょっとあれかもしれませんけれども、少年の虐待とか非行防止とかありますけれども、悪いのは大人であって、最近もちょっと事件がありましたけれども、援助交際とか。やっぱり大人の意識が子供の幸せを決めるという観点に立って考えるときに、この中には出てこないけれども、児童ポルノ、8月に県立劇場でユニセフ主催の児童ポルノ根絶のシンポジウムがございましたね。委員各位も多数出席をされておりましたけれども、くらしの安全推進課長さんがパネリストで出場されておりましたけれども、大人が悪いんですね、とにかく。大人が子供をスポイルしているという観点に立って、この児童ポルノの問題を今後こうした行動計画の中にも盛り込んで、有害環境を子供から取り除くということをやったりやっていかなきゃならないと、次世代の幸せを思うならば。そういうふうに私は思うんですね。

今、有害サイトとか児童ポルノなどの、何と申しますか、現状と申しますか、フィルタリングとか、いろいろ個人所有、所持まで法の適用を広げるとか、いろいろ議論ありますけれども、県にも少年保護育成条例という条例ございますから、今後、こういう問題、子供をこうした被害から守るための対応とか、をちょっとお願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

数値を取りまとめております関係で、私の方から数字だけちょっと御紹介いたします。

指標としまして、有害な図書等を収納している可能性のある自動販売機の設置箇所数というのがございまして、この計画ができた

ときには144台でございましたけれども、それが、22年の実績で119台ということで、若干減少しております。それで、達成率としまして101%ということで、これはA評価ということになってございます。

以上でございます。

○松山くらしの安全推進課長 今の委員の方から御指摘の件でございますけれども、次世代行動計画の中には、明確に、児童ポルノであるとか、あるいは有害サイトであるとか、そういった項目については具体的には取り込んでおりません。というのは、社会の変化というのが非常に大きく今変わっておりまして、御指摘のように、子供たちの少年犯罪被害、全体が大きく減少する中で、子供の福祉を害する犯罪だけが増加傾向にあるという全国的な傾向でございます。

その中でも、特に、出会い系サイト、あるいは非出会い系サイトと申しますけれども、交流サイト等を通じて子供たちが大人の被害に遭っているという状況でございます。

児童ポルノの方につきましては、今国会の方で、自民・公明案とそれから民主党の案、継続審議になっておりますけれども、単純所持の問題をどうするかということで世界的な注目を浴びておりますので、早々に決着が図られるんじゃないかなろうかというふうに認識をしております。

一方、フィルタリングにつきましては、既に11都府県でフィルタリングの解除の厳格化といったところを条例で規制しているところもございますので、部内の方でも今検討を進めております。先行の都県につきましても既に視察等も済ませておりますので、通信の自由等の観点からの検討も必要でございますので、多角的に今検討を進めているところでございます。検討結果をもちまして、どのように進めていくか、意識啓発も含めまして、今後の重点的な取り組みが必要であるという認

識で取り組んでまいろうというふうに考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ぜひ条例化を進めていただきたいと、このように思います。子供を守るのは大人ですから、やっぱりみんなが自覚していかなきゃいけないというふうに思いますね。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 何点かちょっとお尋ねします。

まず、清水が丘の学校教育導入についてですけれども、かねてからここでの教育の環境の整備というのはもう課題として残されていて、やっと学校設置という形になったということ、大変よいことだというふうに思います。

昨今の状況の中で、小学校の子供たちはいないと、児童の入所の実績はないということですが、課題を持つ子供たちはいるわけですので、その子供たちが、清水が丘でなければどういうところでケアされているか、あるいはケア——家族の中でいろんな支援を受けながら育っているのか、そこら辺、小さい子供のことにちょっと聞きたいということと、あと、これは今回は学校設置の問題ですが、中学校卒業した後、この施設から退所した後の子供たちの状況はどうなのかということについてちょっと知りたいんですけれども。

○福島子ども家庭福祉課長 まず、小学生の取り扱いといいますか、に関しましてでございます。基本的には、児童自立支援施設は中学生を大体主に対象としております。そういう中で、小学生を例えば1人配置すると、入

所させるというようなことについては、やはりかなり慎重に考える必要があるとは思っております。

基本的には、やはりまずは家庭できちっと育てられるか、あるいは地域、あるいは学校がちゃんと支援できるかというところを見まして、できるだけ家庭で育てられるなら家庭でということにいきます。次に、ステップとしましては、それがなかなか難しいときには児童養護施設の協力も得まして、児童養護施設に入所させていただく場合もあります。なかなか養護施設の方でも厳しいという場合に関しまして、過去にも幾つかこの清水が丘学園の方で入所した例もございます。

いずれにしても、特に、小さい子供につきましては、やはりどういう形で支援するかというのは慎重に検討しまして、子供の最善の利益になるような形で、きめ細かにそこを判断していきたいと思っております。

それから、退所した子のその後の話等でございますが、基本的には、清水が丘学園では大体平均して入所期間が1年程度でございます。それぞれの子供に応じた自立支援のプログラムを策定しまして、子供に沿った形で、いろいろ支援しながら退所に向けて努力していております。

多くは、やはり地元の中学校を出たいということが多うございますので、大体卒業前に退所する例が多うございます。その多くは、もう地元で高校の方に入学をしていっておりますが、その後の状況につきましては、子供によりましては、もちろん清水が丘学園の方にいろいろ連絡が来たりということで、近況報告等もあっておりますが、中にはやはり音信不通となる子供とか、その後の接触を余り嫌うといいますか、そういうこともさまざまでございますので、ちょっと全体的な状況は、正直困難な状況にはなっております。

以上でございます。

○平野みどり委員 かなり厳しい子供たちもいるという話を前々から聞いておりまして、先ほど1年ぐらいということだったんですけども、1年で十分な支援が受けられて落ちついてきているのかどうかという部分、ちょっと心配だなと思います。

それと、その入退所、一回出た子がもう一回戻ってくるということはあるんですか。

○福島子ども家庭福祉課長 正確に数字を把握しておりませんが、清水が丘学園の方に聞きましたら、例はあるようでございます。例えば、ケースとしましては、もちろん家庭に戻して、家庭の方でまたいろいろ問題起こしてという例もありますし、また、入所する場合もありますし、児童自立支援施設である清水が丘学園から一たん児童養護施設に戻して、なかなかそこで子供たちがうまくいかずに、また清水が丘学園に戻ってくるという例もあるようでございます。

○平野みどり委員 いずれにしろ、もう社会の中でしっかり自立していける人になってもらいたいということで、退所後も、何らかの方法で支援ができるようにしてもらいたいなというふうに思います。

それと、ねんりんピックについて伺います。

いよいよ今週末からということですがけれども、このねんりんピックは全国大会ですから、各地からいろんな方たちも来られて活気づくことを、活発にいろんなところで競技されたりすることを期待しているわけですがけれども、そもそもこのねんりんピック、一過性のもので終わってはいけないと思うんですね。せっかく熊本でねんりんピックをやるのであれば、その後も、高齢の方たちができるだけ元気でおられるように、あるいは何らかの障害を持たれてもいろんな活動ができるようにということで、基盤整備という部分につ

ながっていけばなというふうに思うんですけども、このねんりんピックを受けて、今後の熊本県の高齢者の方々の健康、福祉について、どういうふうな見通しというか、お持ちかということについて聞きたいと思います。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

ねんりんピックは、今委員御指摘のとおり、参加者だけではなくて、ボランティア等も参画をされる、具体的には、かせしょう隊あたりでいろいろとやっていただいているようなところがございしますが、そのあたりも含めて、非常に社会貢献、地域貢献の活動に大きく関心を持たれるそのような機会だというふうに思っております。

そういう意味からも、今後、そういったねんりんピックあたりに参画、あるいはそういった形でされた方々に対して継続的に社会貢献をしていただくような、そういったものをぜひ検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○平野みどり委員 そうですね、せっかく参画されて、いろんな出会いもできていくでしょうし、気づきもあるでしょうから、そういう人材が、活動がさらにまた継続してできるようにしていただきたいなというふうに思います。

とりあえず以上です。

○藤川隆夫委員 確認なんですけれども、水俣病審査課、この認定審査会自体は、たしか知事の答弁の中に、1人でもいる限りずっと続けるみたいな形で答弁があったように思うんですけども、審査委員のメンバーの高齢化の問題もあるでしょうし、なおかつその方たちのモチベーションの問題もあるかと思うんですけども、具体的にはどの程度をめぐりに考えているのか、ある程度わかれば。

○高山水俣病審査課長 公健法上、認定の審査に当たっては審査会の意見を聞くように位置づけられておりますので、今のところは認定される申請者の方もいらっしゃるし、新規の申請者も2名ないし3名、月割合で出てきております。そういう意味では、認定される可能性がある方がいらっしゃる限りは、審査会を開催して認定業務を進めていくというスタンスでございますが、将来にわたってのということでしょうけれども、それについては、国の方の関係者のお考えもあるでしょうし、私どもの方としては、審査制度、公健法が続く限りは続けていく必要があるのかなというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

メンバーの入れかえとか何かは、これは考えられますか、途中で。今ある程度固定したメンバーでずっとされていると思いますけれども、途中で、いろんな病気だとか、いろんなことでやっぱりやめざるを得なくなるような状況が今後出てくると思いますので、その場合のメンバーの入れかえというのは当然それも視野の中に入れて考えているのか。

○高山水俣病審査課長 そうですね、今のメンバーは、審査会の委員の先生10名、専門委員の先生9名ということで、ことしの3月に委嘱をしたばかりでございますが、任期も2年ということになっておりますが、その欠けた場合というか、おやめになった場合ということにつきましては、済みませんが、まだ想定ということはいたしておりません。申しわけございません。

○藤川隆夫委員 わかりました。いいです。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了

いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○早田順一委員 1点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

ひとり親家庭等の応援事業でありますけれども、このことは過去に山口先生が委員会の中で何回か質問されているかと思います。この事業というのは16億8,000万の事業費を使って就労支援の対象者420名と、全国一の規模ということで熊本県が手を挙げられてとられた予算だというふうに思っております。でも、この事業も23年度までということで、残すところあと半年ということになってきています。そういった中で、現時点での在宅就業を基本に、雇用につながる見通しというのが現在どれくらいあるのか、また、事業を進める中で何か課題があるのか1点。

もう一つが、過去の議事録に、この420人の募集に対して1,700人の応募があったということでございます。落ちられた方のフォローをこの事業とは別に予定しているという課長の御答弁がありましたけれども、どのような事業を展開されておられるのか。

2点お尋ねします。

○福島子ども家庭福祉課長 ひとり親家庭等応援事業の御質問でございますが、1点目の、まず在宅就業支援事業につきまして、現状報告させていただきます。

この在宅就業支援事業につきましては、本県420名のひとり親の皆様には職業の訓練をするということで始めております。全体420名のうち、第1期を昨年の12月に半分開始しております。第2期をまた2カ月おくれということで開始しております。今、第1期の方でいきますと、今月含めて、あと2カ月ということでございます。1年間の訓練期間でございます。

そういうことで、いよいよ第1期の方が訓

練の終了に近づいてきておりますので、今訓練の方は非常に順調にいておりまして、正確に御説明しますと、大きく2コースあるんですけれども、Aコースというのが、医療事務等の研修とか、あるいはレセプトの点検等の研修やっております。Bコースの方が、こちらはいろんな企業が集まっている関係で、例えばホームページの作成とか、あるいはパソコンへの入力とか、あるいはテレフォンコミュニケーターとか、いろんな訓練をやっておりますが、訓練の方は順調にいております。

問題は、雇用につながるかということでございます。Aコースの方は、レセプト点検ということで、かなり県内、県外合わせまして、いろんな団体の方に営業活動をかけてもらっております、かなりレセプト点検業務の方の業務拡大を今頑張ってもらっております。Bコースの方も、あわせて、今申し上げました内容等の仕事ができるようにということで、業務の開拓に取り組んでもらっております。

詳細につきましては、まだ今後になりますけれども、いずれにしましても、あと2カ月ということでございますので――実は今月に一度両方からお話をきちっと聞いて、あと、うちの方で推進委員会ということで、外部の委員さんも入れて組織もつくっておりますので、そちらの方に説明してもらう形で現状報告をしていただいております。

済みません、きょうのところは、今訓練はうまくいっているということと、業務の拡大に努めているということで御報告させていただきたいと思います。

それから、続きまして、1,700人の応募があったことに対するフォローでございますが、まず1つに、先ほど申し上げました在宅就業推進事業が1年をかけた研修ということでございまして、かなりきめ細かな内容になっておりますけれども、それに漏れた方に

きましては、受講者の技能レベルに応じたいろんな講習ということで、パソコン研修を中心といたしまして、初級、中級、上級といった形で、別途キャリアアップの講習を今させてもらっております。これは県内4カ所で実施をいたしておりますけれども、それぞれ今実施をいたしております。

あわせて、この在宅就業、就業推進とは少し離れますが、このひとり親の皆様方のいろんな支援という観点から、相談業務の充実、あるいは心と体の健康づくり支援ということで、ひとり親の、特に児童扶養手当の受給をされている方々に対しまして相談票を配付しまして、いろんなお悩みを把握して、個別に社会福祉士さん方を活用しまして、派遣したりしながら、さまざまな相談に対応したりしているところでございます。

以上でございます。

○早田順一委員 御説明ありがとうございます。

やっぱり在宅就業というのはなかなか難しいと思うんですね、訓練をして、その後の雇用につなげるというのは。だから、ある意味この事業というのは、蒲島知事のマニフェストにもたしか書かれていたと思いますし、肝いりの事業だと思うんですね、知事にとっては。そのために、全国で一番の予算をとられて、ある意味全国からも注目をされている私は事業だというふうに思っております。

今回で一応事業が終わるかもしれませんがけれども、来年度以降の対応というのは何か考えられているんですか。

○福島子ども家庭福祉課長 まだ現在検討中でございます。

○早田順一委員 ひとり親の今の状況というのは非常に厳しい状況があると思いますので、ぜひ継続をしていただいて、一貫性のあ

る取り組みをぜひしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 国民医療費、毎年1兆円ぐらいかな、ふえてきている中で、この前、NHKのテレビ見てたら、予防医学のことですけども、大阪のあるところで——人工透析が、これはウナギ登りに、らせん状にというか、物すごい勢いでふえている、透析をされている方。それをとめて少なくしている自治体があって、それは血液検査の、何というんですか、私も年に2回ぐらいするんですけども、クレアチンの数値から割り出して、その数値がちょっと変化があったら、やっぱり病気の予防を考えて食生活もいろいろせないかぬと。そのことを、要するに自治体が住民と一体となって取り組んで、透析を受けられる方、かなり減らしてきている実績があると思うんですね。

やっぱりこういうことを、予防医学を今後していかなないと、もう高齢化は進み、医療費はわんわんもうふえてくると思うんですね。その辺で、県内でそういう何か特別な予防医学的なこと取り組んでおられるところがあるのか、また、いいことなら、即数値わかるわけですから、血液検査するとね。そういう流れの中で意識づけをしていくということも私は大事と思うんですけども、その辺ちょっと医監にお聞きしたい。

○岩谷医監 今、腎臓の障害で、検査で今そういう把握ができるという状況になってきています。腎臓血流量というのをそれで把握するんですけども、腎臓機能が落ちていった場合に慢性腎不全というような状態になります。それ、CKDというんですが、そのCKD対策を、私、健康づくり推進課にいたとき

に、そういった対策も一つの課題だったわけですけども、熊本市がそういったCKD対策に特に取り組んでおりまして、この検診と専門医療機関と連携をして、CKDの可能性のある人に医療受診を勧めるというようなことの取り組みをやっておられました。熊本市のその後の結果はちょっと私把握していないんですが、そういった取り組みは、今行われておるといようなことが1つございます。

もう一つは、腎臓透析の原因としては、最近、糖尿病の合併症として腎不全に進行していきますので、糖尿病対策というのを進める必要があるだろうということで、今、健康づくり推進課の方で、そういう県下全域にわたって糖尿病対策をもう少し進めていこうというように取り組んでいる状況がございます。

○西岡勝成委員 こういう血液検査して、全く我々素人だと、クレアチンというのがどういふものかというのとはわからぬし、テレビを見て初めて、あ、この数値はちょっと気をつけとかないかぬなというようにすることも初めてわかるんですけども、こういう周知をやっぱりもうちょっと県民に、そういうものがある程度裏づけされるようなものであれば、そういうものの周知を徹底して、やっぱり予防医学をもうちょっと私は積極的に取り込んでいかないと、もうこの医療費の対応ができないんじゃないかと思うんですね、これだけ高齢化が進む流れの中で。ぜひその辺は、予防医学という面からも県全体で取り組んでいただきたいと思います。これ、要望でいいです。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○平野みどり委員 2点お願いします。

まず、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例ですけども、先般、諸当事

者団体の皆さんたちからも、解説書に関しての要望が出たと思いますけれども、定義等、できるだけ多くの皆さんたちがこの条例で対象となるようにということで、9月に、難病セミナーですか、難病患者団体の方でそういったセミナーがあっていましたが、その中でも、あいさつの中ですごくそこら辺を強調されておりました。どうしてもやはり身体、知的、精神という既存の法律の中での障害でない人たちが、大変厳しい状況に置かれている中で、救われないというか、対応できないという状況が、差別を受けてしまうという状況があるので、その定義に関してはぜひ広範に書き込めるようにお願いします。

それと、啓発、これはいろいろ新聞にも取り上げられていますけれども、まだまだこの条例について御存じない方たちもおられますので、啓発に関して有効な手だてをとっていただきたいというふうに思います。

まず、その点、よろしくお願いします。要望ということでもいいですけども。

○溝口幸治委員長 1点目要望で、啓発は…。

○平野みどり委員 よろしくをお願いしますね。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

今後、県民の皆さんに、条例ができたことも含めまして、その内容も含めまして啓発を行っていきますけれども、リーフレット等を作成しまして、12月が障害者週間でございますので、その前ぐらいから本格的に啓発等を図っていきたいと考えております。

関係団体、それから地域ごと、条例の説明会という形でその周知を図っていきたいと考えております。

○平野みどり委員 最後に1点。きょうここで要望という形で出ていますけれども、被災地からの災害廃棄物に関してです。これは、一廃ということですから各自治体が判断されるということで、9月の市町村の議会の中でも、首長さんたちの判断といいますか、答弁が出ておりました。

県としては、ぜひ、すべてを受け入れないということにはならないのかもしれませんが、まだ国の方でもこの基準が非常にあいまいだし、もっと厳しくすべきだというような声もあって、今後どうなっていくかわかりませんが、国の動きなんかも見ながら、もう実態として入ってきそうなときの対策、例えば民間業者から入ってきってしまうというようなことも考えられますし、あと、不法投棄というか、そういうふうな形で、いろんなこの震災に乗じて心ないビジネスも横行していくような状況ですので、そういう中でもう実態としてどんどん汚染が進んでいくというようなことがないように、そこら辺の対応、今後の対応というか、について、一廃は市町村のことだからということだけでなく、県として、熊本県でどう対応していくかということを経済部と協議しておいていただきたいなど。要望であり、そこら辺の対応についてちょっと伺いたいと思います。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

先ほど平野委員おっしゃいましたように、災害廃棄物につきましては、一般廃棄物ということで、市町村の方が、これは受け入れをするかしないかということになると思いますけれども、先ほどの御懸念のようなことも考えられないことはないと思います。

したがって、我々としても、既に廃棄物協会でありますとか、そういうところにつきましては、県外から入ってくる場合はきちんとやるようにというような指導もしており

ますし、今のこの一廃に関しまして言うならば、産業廃棄物で受け入れるということになれば、当然その際には我々の方に届けが来てまいります。そういうのも含めまして、きちんと我々の方で慎重に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○平野みどり委員 このお母さんたち、東京の方から来られた方たちですけれども、この要望書、とても丁寧に書いてあります。熊本に該当しない部分もちろんありますけれども、一般的な要望ではありますけれども、福岡のお母さんたちが、もう熊本や北海道のクリーンな食べ物、空気、土壌を守ってほしいということを切に思っておられるという背景もありますので、しっかりこの廃棄物に関して、いろいろしっかりと考えて対応していかなければならないなというふうに思います。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 熊本県の食文化である馬刺について、6月議会のときに寄生虫による食中毒の話が出ていたかと思います。その後また福岡県の方から発生事例も出ているようですけれども、今、熊本県におけるこの馬刺という食文化を守るために、どのような対策を考えているのか、教えていただければと思います。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

今委員御指摘ありましたように、6月議会で、馬肉に寄生します住肉胞子虫による健康被害について御報告させていただきました。

6月17日に、厚生労働省の方から、今後は食中毒として取り扱い、関係事業者に冷凍処理を指導するようという通知が出ておりま

す。それに基づきまして、本県の食肉生活衛生同業組合に対しまして、総会の場に出向きまして、この住肉胞子虫の内容や対策について御説明をいたしました。その後、食肉を取り扱われます多くの事業者が加盟されます食品衛生協会主催の説明会に出向きまして、同様の説明をいたしております。また、保健所単位にも支部の講習会等でも説明をいたしております。また、九州ブロックで開催されました九州食肉連総会でも同様の活動をいたしております。

そういう中、現状としましては、住肉胞子虫が検出され、他の病因物質が不検出で、病状が一過性の嘔吐、下痢という疫学的な情報が合致した場合には、馬肉を原因食品とし、住肉胞子虫を病因物質とする食中毒と断定するという取り扱いになっておりまして、先ほど御紹介がありましたように、本県で馬刺を購入された観光客の方が福岡県に持ち帰って家族と食べて発症したと、あるいは岡山県の観光客の方も同様であったというような事例が、食中毒の発生で食品衛生法違反で処分、公表されたという事例が発生している状況にございます。

そのような中、住肉胞子虫によるその食中毒につきましては、人の健康被害を引き起こすかどうかの定量的な遺伝子検査法を今国が開発中でございまして、本県も積極的にその開発に協力しているところでございます。その検査法が確立されれば、生で提供できる馬と冷凍が必要な馬とを峻別していけるようになるんですが、そうなれば生での提供も可能になるんですが、それまでの間は、すべて冷凍処理を行うしか今のところ方法がございません。

その中、できるだけ早期に冷凍処理を導入するよう業界の方に指導しているところでございますが、消費者の要望もあって、生での提供にこだわるという事業者の方もおられます。

そのような中、県としましては、業界の自主的な取り組みとしまして、みずから冷凍基準を定めていただいて、それを遵守する事業者に分たちで認証シールを配布して張ってもらうと。この馬刺はきちっと冷凍基準を守った安心な馬刺ですよという認証制度をみずからつくっていただいて、安心、安全な熊本馬刺、冷凍馬刺のブランド化を目指すという取り組みを支援するという形で取り組みを進めているところでございますが、先ほど言いましたように、まだなかなか業界が一本化されないという状況でございます。

○藤川隆夫委員 要は、協会の方に自主的に冷凍してもらうことを今求めているという話であるかと思いますが、自主的というようなふうに協会がとられていない部分もありまして、どちらかというと強制的にというようなニュアンスが強いんじゃないかという意見も、実は協会団体の方から聞いております。

なおかつ、この馬刺の食文化というのが、もともと生で食べていた文化だろうと思います。特にこの熊本においては、生で食べる方が結構いらっしゃいます。その方たちは、逆な意味でリスクを負ってでも食べようとされると思います、これからも。それをやっぱり全部冷凍にしろという話になると、また変な話でしょうし、だから現状では、生で食べて起こったときには食中毒ということになって、結局提供したところが営業停止になるというような状況じゃないですか。その辺ちょっと問題あるのかなというふうにも思います。逆に言うと、好きで食べて起こったわけだから、ある意味その人にも責任が私はあるだろうと思うし、それをこの規制の網をかけて縛っていくのもいかなもんかなというふうに思います。

逆な意味で、この熊本県における馬刺文化をどうやって守っていくかという意味におい

て、県の方でガイドラインみたいなのをつくっていただいて、それで熊本県はやると。厚労省は冷凍という形で指導はされるかもしれないけれども、熊本県は別に、冷凍と生、両方どちらでもいいですよ、ただ、生を食べるときはリスクがありますよぐらいな話で進めてもらえれば、私はそれでいいのかなというふうに思います。

ただ、余りにもこの冷凍、冷凍と言うと、解凍の技術の問題もあるでしょうし、いろんな問題出てくると思いますので、やっぱり冷凍を解凍したもの食べておいしくなかったんじゃないか、やっぱり熊本の馬刺ではないというふうに思いますので、その解凍技術の問題もあるかと思いますが、生で食べたい人には生を提供するというスタンスをできればそのまま取り続けてほしいし、それに対して県としてどういうふうなスタンスでやっていくかということを決めてほしいと思います。

要は、国が言うからするんじゃないくて、県でこの馬刺文化どう守るかということを考えてほしいんです。そのためのガイドラインを県でつくってほしいというのが私の要望です。

○溝口幸治委員長 シカとかイノシシもそうですね。生じゃないと食べないという人がいらっしゃいますけれども、一緒に食べても、あたる人とあたらない人がやっぱり出たりとかありますし、健康状態が悪いときにカキ食ってあたるという人もいらっしゃいますので、その辺は、いろいろな角度から慎重に検討していただいて、きちっとガイドラインみたいなものが示せるのかどうか、そこも検討していただきたいというふうに思います。

あとたくさんあるなら休憩してお昼からやってもいいんですが、先生方。

○岩下栄一委員 さっきの西岡委員の発言と

関連しますけれども、国民医療費が36兆6,000億円ですかね、年々ウナギ登りという、こういうことになっております。

そこで、平成10年ですか、国が健康増進法という法律をつくりまして、その中で——これはもう要望でいいです。その中で、受動喫煙という、たばこはのまなくても、そばの人がのんでいれば、のんでいるのと一緒にだと、こういうことですね、受動喫煙。いろんな取り組みが今までなされてきて、かなり禁煙等がふえてきました。たばこをのむ人には申しわけないけれども、やっぱりこういう受動喫煙の告知といいますか、徹底といいますか、肺がんの原因にたばこかというような、よく言われるわけで、そういうことで世の中を禁煙社会と。でも、やっぱりたばこも、さっきのお話と一緒に、これはもう自己責任というのはもちろんありますけれども、ただ、それが周りの人に迷惑をかけるという観点から、やっぱりこの禁煙ゾーンを拡大していくと、また世論に熟知させていくということは大事だと思いますので、よろしく、これは要望でいいです、お願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 それでは、これで本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が6件提出されておりますので、お手元に写しを配付しております。

いよいよねりんピックが近まってまいりました。準備に携わっている職員の皆さん方は日夜大変だというふうに思いますが、最後まで気を抜かずにしっかり準備をしていただいて、ぜひとも成功させていただきたいというふうに思います。12月の議会では、よかったという報告が聞けるように楽しみにしております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時13分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長